

意見書第 5 号

地方自治法の一部を改正する法律案に反対する意見書

上記の議案を読谷村議会会議規則（昭和 62 年読谷村議会規則第 1 号）第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出します。

令和 6 年 6 月 20 日提出

読谷村議会議長 伊 波 篤 殿

提出者

読谷村議会議員 與 那 覇 沙 姫

賛成者

読谷村議会議員 與 那 覇 徳 雄

読谷村議会議員 城 間 真 弓

読谷村議会議員 上 地 利 枝 子

地方自治法の一部を改正する法律案に反対する意見書

政府は、2024年3月1日、地方自治法の一部を改正する法律案（以下「本法案」という。）を閣議決定し、国会に提出した。5月30日には衆院本会議で可決されている。

本法案は、第14章として、国と普通地方公共団体との関係等の特例規定を新設し、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に、各大臣が閣議決定により、普通地方公共団体に対して、その事務処理について必要な指示をすることができることなどを定めている。（改正案第252条の26の3ないし第252条の26の10）

国の地方公共団体に対する指示権は、法定受託事務については地方自治法で「違法等の場合」に一般的に認められているものであり、地方公共団体の自主性を尊重すべき自治事務については「国民の生命、身体又は財産の保護のため緊急に自治事務の的確な処理を確保する必要がある場合等特に必要と認められる場合」に限って個別法で「指示権」の根拠規定を設けることとされている。（地方自治法第245条の3）。

本法案、第14章に規定された地方公共団体に対する国の指示権は憲法第92条の「地方自治の本旨」に反するものであり、国と地方公共団体との関係を「上下主従」関係に変容させるものであるため、これを含む本法案に反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和6年6月20日

沖縄県読谷村議会

あて先

内閣総理大臣、総務大臣、内閣府特命担当大臣、衆議院議長、参議院議長